

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数 増歯修理と短期間の補診算定

増歯修理から新製に至る例を元に、補診や義管と歯リハの同月併算定について解説する。

患者：79歳・男性

主訴：歯が欠けた。入れ歯が合わない。

所見：3が破折(初診時)

傷病名：3歯根破折→MT(増歯), 7+7義歯7ヶ

7+7義歯7ヶ, 床下粘膜異常→7+7MT, 5人工歯ハツ

月日	部位	療法・処置	点数
2月8日		再診	45
		前回抜歯した3部の状態良好。	/
	7+7	補診 注①・②	70
		欠損部は異常所見無し。下顎レジン床のPDの3部に硬質レジン歯を追加し、増歯修理を行う。	/
	7+7	増歯修理(直接法) 注③	349
	3	人工歯(硬質レジン歯)	30
		レジン床を3部に延長し、硬質レジン歯を追加。	/
	7+7	歯リハ(1)	120
		フィッテックを用い、不適合な3 4-7部内面を削合。	/
2月17日		再診	45
		3の状態は良好。下顎FD内面に接する部位に炎症が見られる。	/
	7+7	T.コンテ	110
		5 4部床内面を削合し、ティッシュコンテ・イソコンテ。	/
2月25日		再診	45
		顎堤に軽微炎症あり。痛みは無いとのこと。	/
	7+7	T.コンテ	110
		概形印象(アルジネート)	/
3月3日		再診	45
		顎堤の炎症消退。痛みはないとのこと。	/
	7+7	パノラマX-Ray パ電 注④	402
		5 4 4 5骨吸収高度。	/
	7+7	補診 注⑤	90
		欠損部の状態良好。硬質レジン歯を用いたレジン床のFDを製作することとし、図を書いて患者に説明。	/
		特殊印象(各個トレーをコンパウンドを用いて筋圧形成。	270
		ラバー系印象材：略) 注⑥	/
	7+7	歯リハ(1)(調整内容略) 注⑦	120
3月11日		再診	45
	7+7	BT(基礎床+ワックス)	280
3月18日		再診	45
	7+7	顎運動関連検査(GoA) 注⑧	380
		トレースをカルテに記載(トレース図略)	/
3月25日		再診	45
		入れ歯を落とし歯が欠けたとのこと。5人工歯破折。旧義歯の修理を説明し、患者の同意を得る。 注⑨	/
	7+7	床修理	349
	5	人工歯(硬質レジン歯)	40
		旧義歯の破折した5の人工歯を除去・交換し修理。	/
	7+7	TF	190
3月31日		再診	45
	7+7	FD装着(レジン床)	2372
		人工歯(硬質レジン歯)	61+80
		義管 注⑩	230

## 《解説》

注① 補診は、義歯新製など新たな欠損補綴及び床裏装又は増歯を行う際に、その治療を開始した日に患者に対して治療などに関する説明を行った場合に、1装置につき算定する。義歯においては、義歯新製では90点、床裏装又は増歯では70点を算定する。

なお、カルテには、①製作を予定する部位、②欠損部の状態、③欠損補綴物の名称、④欠損補綴物の設計などを記載する。

注② 増歯修理における補診を算定した場合は、レセプトの摘要欄に、初回の算定の場合は「1回目」、2回目以降の算定の場合は前回実施年月日を記載する。

注③ 有床義歯修理の点数を算定した場合は、カルテに修理内容の要点を記載する。

注④ 顎堤精査のためのパノラマ撮影を行った場合は、レセプトの摘要欄にその旨を記載することが望ましい。

注⑤ 補診は1装置につき算定すると取り扱いのため、このときの補診は算定できる。

なお、増歯修理ではない場合の補診の算定においては、レセプトの摘要欄記載は不要。

注⑥ 義歯の新製が予定されている月であっても、旧義歯の修理を行う場合又はやむなく旧義歯の調整を行う場合は、歯リハ(1)を算定した後に同月内でも義管を算定できる。

注⑦ 各個トレーおよび歯科用インプレッションコンパウンドを用いて筋圧形成を行い、ラバー系印象材などを用いて機能印象を行った場合に、特殊印象270点が算定できる。

注⑧ 顎運動関連検査は、下顎運動路描記法(MMG)、ゴシックアーチ描記法(GoA)、バントグラフ描記法(Ptg)およびチェックバイト検査(ChB)をいう。点数は、検査の種類や回数に係らず、欠損補綴物1装置につき、1回のみ算定する。なお、検査の種類・方法に係らず、一連の顎運動関連検査の結果と同一の検査結果を用い、複数の欠損補綴物を製作した場合も、1回のみ算定する。検査結果は、カルテに記載・転写するか、検査結果が分かる記録を添付する。

注⑨ 増歯ではなく、単に義歯の修理を行った場合、補診は算定できない。

注⑩ 製作した義歯の適合性などを検査し、患者またはその家族などに義歯の取り扱いや保存・清掃方法など必要な指導を行い、義歯管理の内容を文書提供した場合に、装着した月に1回を限度として、新製有床義歯管理料(義管)を算定できる。

カルテには、提供した文書の写し添付する。また、文書の内容以外に必要な管理事項があれば要点をカルテに記載する。

\* 実態に即してご請求下さい \*

